

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和五年四月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

食協株式会社	登録検査機関の名称	
	変更内容	変更のあった農産物検査員
抹消	氏名	
木原昇吾	農産物検査を行う農産物の種類	
玄米	年月日	変更年月日
令和五年三月一日		